

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)										担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室			
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					年度ごとの実績値										
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 公害健康被害 予防事業の参 加者に対して 実施するアン ケートにおけ る事業満足度 (5段階評価の うち上位2段 階までの評価 を得た回答者 の割合)(%)	—	—	80	—	80	80	80	80	—	—	—	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を選定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。	○		
2 各地方公共団 体が行うリハ ビリテーション に関する事業 、転地療養に 関する事業 その他の事業 (公害保健福 祉事業)に参 加した延べ人 数の被認定者 数に対する割 合(%)	—	—	80	—	80	80	80	80	—	—	—	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として選定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。	×		
3 環境保健サー ベイランス調 査の着実な実 施(調査対象 者数及び調査 対象者の同意 率(3歳児調 査))	—	—	60,000人 及び75%	—	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	—	—	—	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として選定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	○		
4 環境保健サー ベイランス調 査の着実な実 施(調査対象 者数及び調査 対象者の同意 率(6歳児調 査))	—	—	60,000人 及び75%	—	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	—	—	—	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として設定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	○		

測定指標			目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠											達成		
5 公健法に基づく補償等の進捗状況			－		－	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。											○		
達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号		達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号		達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号		達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号			
(1) 公害健康被害対策（補償・予防）事業（昭和49年度）			1.2.5	174		(5) －	－	－		(9) －	－	－		(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 環境保健施策基礎調査（環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査））（平成8年度）			3.4	172		(6) －	－	－		(10) －	－	－		(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) イタイイタイ病等に関する研究・調査事業（平成13年度）			5	175		(7) －	－	－		(11) －	－	－		(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －			－	－		(8) －	－	－		(12) －	－	－		(16) －	－	－	(20) －	－	－
評価結果		目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）			②目標達成													
			（判断根拠）			1公害健康被害予防事業については、（独）環境再生保全機構の第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和5年度においても目標を達成した。 2公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和5年度については、割合は上昇傾向にあるものの、前年度に続き80%の目標に達しなかった。 3・4環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。 5公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。													
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等			1・2新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残ることに加え、認定患者の高齢化により一部事業への参加が困難となってきたことが、目標達成できない要因と考えられる。 3・4環境保健サーベイランス調査は、調査の質を維持しつつ、効率化を目指して、健康調査の電子化・オンライン化に移行する必要がある。														
次期目標等への反映の方向性			【施策】 【測定指標】			1・2新型コロナウイルス感染症の影響減少による事業参加の回復を見込み、測定指標は同じ割合を継続して設定する。高齢者を含めて参加しやすい保健福祉事業を検討する。 3・4環境保健サーベイランス調査は、健康調査の電子化・オンライン化の移行後も引き続き信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として継続して設定する。													

	学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また公害健康被害予防事業については、ぜん息等の知識を有する医師等の助言を受けながら実施している。大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 3・4環境保健サーベイランス調査は、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	1ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握におけるアンケート調査結果 2令和5年度公害保健福祉事業補助金の事業実績報告について 3、4大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告		【副次的効果が期待される目標】 3・4環境保健サーベイランス調査の結果は公表され、分析可能なデータとして提供している。他の事業者も利用できる仕様としていることから、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」への達成に貢献できた。